



9

令和元年9月15日 発行

第73巻 第9号

岡山市北区桑田町15番28号

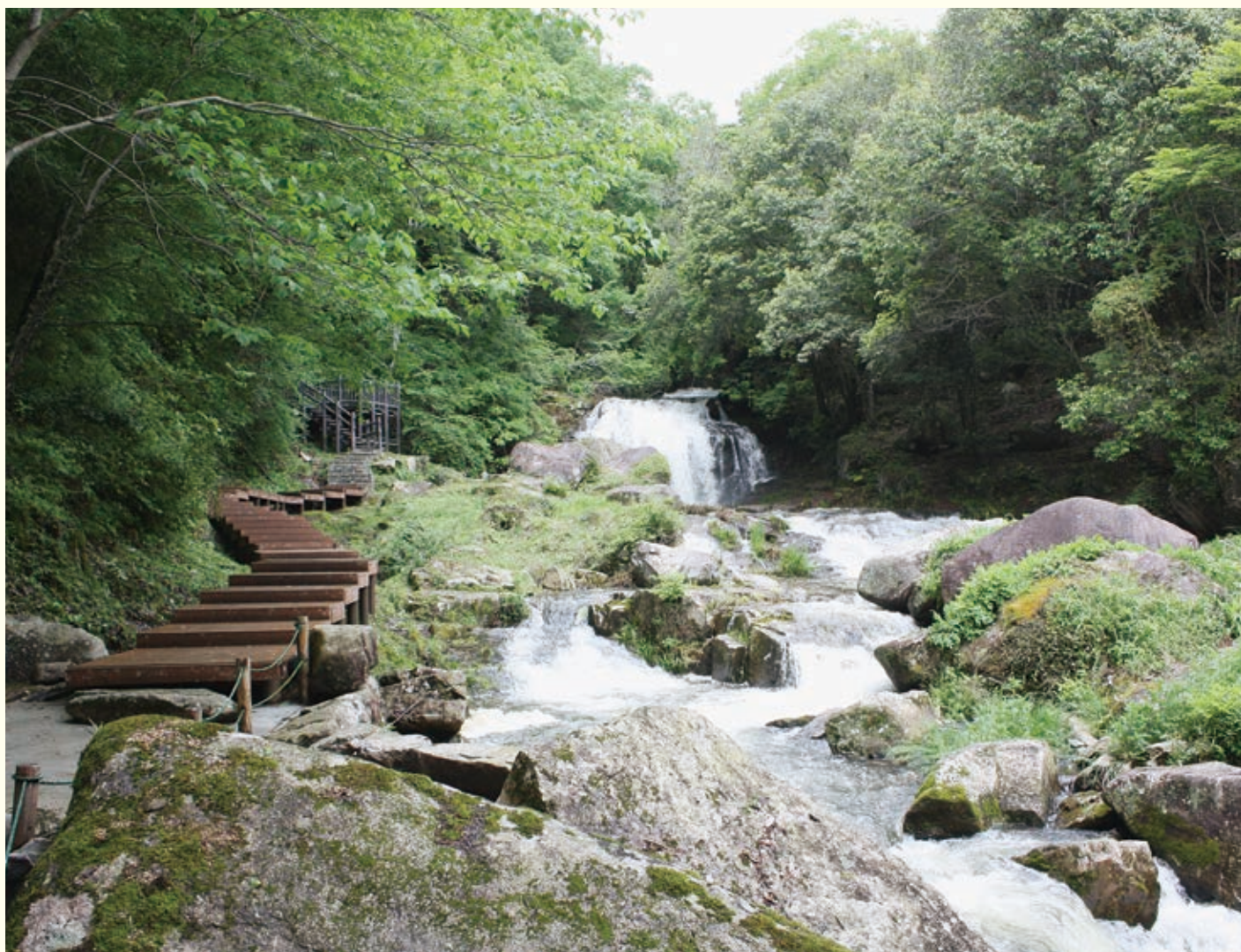
一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人 井上文雄

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>

鳴滝森林公園(加賀郡吉備中央町) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

安全衛生12のポイント



9月

しっかり充電
しっかり睡眠

9月 9月1日~30日
全国労働衛生週間準備期間

10月 10月1日~7日
全国労働衛生週間

目次

Sep. 2019

行政の動き

- 着任にあたってのご挨拶 岡山労働局長 2
 優秀な人材確保のため女性の活躍推進に取り組みましょう!... 2
 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について ... 3
 岡山県最低賃金の改定について 4

介護事業者の皆様へ「セミナー」「個別訪問」を 4
 ご活用ください!

- 消費税率引き上げに伴うお知らせ 5
 優良事業場見学会を開催しました(新見支部) 6
 中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内 6
 第32回岡山県ゼロ災運動研究集会のご案内 7
 伐木等の業務(大径木)特別教育修了者を対象とした補講...10
 全国労働衛生週間12

協会より

- 本日は晴天なり! 9
 労働災害-災害事例・統計-13

着任にあたってのご挨拶

岡山労働局長 谷中 善典



7月9日付で岡山労働局長を拝命しました谷中です。岡山県労働行政の推進のために、精一杯頑張りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。平成17年に同じ中国地方の山口労働局に勤務しておりました。久々の労働局勤務で、当時とは、労働行政を取り巻く情勢、政策の中身も大きく変化しています。その動きをしっかりと把握し、皆様のご意見を伺いながら、着実に業務を進めてまいりたいと考えております。

現在最大の課題は「働き方改革」です。岡山労働局でも真っ先に取り組んでいかなければなりません。働き方改革関連法が昨年成立し、時間外労働の上限規制、年次有給休暇5日間の確実な付与、非正規雇用の処遇改善等が順次施行となり、中小企業に浸透させていくことが重要な課題となっています。働き方改革支援センターのPR、セミナーの開催、助成金の活用等を通じて、周知を図ってまいります。

また、交通の要地にある岡山県は、製造業、卸・小売業、運輸業など各種産業が活発で有効求人倍率が2倍程度の月が続いています。人手不足の状況が深刻で、その解消を図っていかねばなりません。企業説明会の開催等マッチング機能を強化して、就職に結び付けていきたいと思っております。

厳しい人手不足の状態が続く、長時間労働や過密スケジュールなどの災害発生リスクを抱えており、労働災害の防止も重要な課題です。安全パトロール、労災撲滅運動などのキャンペーン等を通じて、安全に向けた意識の強化を図ってまいりたいと思っております。

私自身のことになりますが、出身は栃木県栃木市、現在は単身赴任中です。生来の歴史好きであり、古い歴史を持つ岡山県に勤務できたことを大変うれしく思っています。有名な古墳や、神社仏閣があると伺っています。瀬戸内海の穏やかな海、たくさんの島々がある風景も大好きです。最近はまりつつある自転車に乗って、あちこち巡るのを何よりも楽しみにしています。

労働者101人以上の事業主の皆さまへ

優秀な人材確保のために、女性の活躍推進に取り組みましょう!

女性活躍推進法の改正法が令和元年6月5日に公布され、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人から101人以上の事業主に拡大されます。施行日は公布後3年以内となっています。施行日までにご準備頂きますようお願いいたします。

<実施すべき事項>

○一般事業主行動計画の策定・届出

- ①自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題の分析
- ②一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表
- ③一般事業主行動計画の策定した旨の届出
- ④取組の実施、効果の測定

○女性の活躍に関する情報公表

詳しくは **岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017**

女性活躍推進アドバイザーをご利用ください! (無料)

アドバイザーの派遣

電話相談

全国47都道府県での説明会の開催

厚生労働省では、『中小企業のための女性活躍推進事業』において、女性活躍推進アドバイザーによる支援や説明会の開催等を行っています。アドバイザーが女性活躍の状況の把握や課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等によるきめ細やかなアドバイスを実施し、行動計画の策定をサポートします。

以下のサイトから女性活躍推進アドバイザーの申し込みができます。お気軽にご利用ください。

詳しくはこちら **中小企業のための女性活躍推進サポートサイト (<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>)**

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について

～パートタイム労働法は「パートタイム・有期雇用労働法」に変わり、有期雇用労働者も法の対象となります～

同一企業内の正社員（無期雇用フルタイム）と非正規社員（パート・有期・派遣）との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにし、多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。

～不合理な待遇差をなくすための規定が整備されます～

- ・基本給、賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます
- ・「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定されます
- ・パート・有期・派遣で「均衡待遇」「均等待遇」規定が統一的に整備されます

パートタイム・有期雇用労働法施行期日 大企業：令和2年4月1日 中小企業：令和3年4月1日

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）

ガイドラインとは・・・

正社員（無期雇用フルタイム）と非正規雇用労働者（パート、有期、派遣）との間の待遇差がある場合に、

「いかなる待遇差が不合理か」

「いかなる待遇差が不合理でないのか」

について、原則となる考え方と具体例を示したもの

（詳しくはこちら）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

ガイドラインに書かれている項目

- ◎基本給 ◎賞与
- ◎手当（役職手当、通勤手当等）
- ◎福利厚生（福利厚生施設、慶弔休暇等）
- ◎その他（教育訓練等）



給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
...	
家族手当	円

基本給

「①能力又は経験」、「②業績又は成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、「同一であれば同一の」、「一定の違いがあればその違いに」応じた支給が必要

役職手当

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と「同一の役職に就くパート、有期雇用労働者には、同一の支給」「役職の内容に一定の違いがある場合は、その相違に応じた支給」が必要 ※同様の手当・・・特殊作業手当（同一の危険度又は作業環境の場合）
特殊勤務手当（同一の勤務形態の場合）
精皆勤手当（同一の業務内容の場合） 等

通勤手当

パート、有期雇用労働者には、正社員と「同一の支給」が必要
※同様の手当・・・単身赴任手当（同一の支給要件を満たす場合）等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と「同一の貢献であるパート、有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給」、「貢献に一定の違いがある場合は、その相違に応じた支給」が必要

家族手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインに示されていないが、均衡・均等待遇の対象となっており、労使間で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれる

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法機関で判断されることにご留意ください。

【お問い合わせ先】岡山労働局雇用環境・均等室 指導係 電話 086-225-2017

介護事業者の皆様へ

働く環境を整えるために「セミナー」「個別訪問」をご活用ください!

働き方関連法が昨年成立し、時間外労働の上限規制、年次有給休暇に時季指定義務、正社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止などが、本年4月から順次施行されています。

これらの法改正等に適正に対応していただくこと、及び助成金の活用も行っていただくために、下記により介護事業場を対象に労務管理基礎講座を開催しますので、ぜひ参加していただきますようご案内申し上げます。

また、講座の参加の有無にかかわらず「就労環境整備指導員」が個別に訪問させていただき、相談にも応じていただきますので、個別訪問による助言もぜひご利用ください。

労務管理基礎講座、個別訪問による助言については、厚生労働省委託事業のため無料です。

記

- 1 開催日時 令和元年10月8日(火) 13時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 一般社団法人岡山県労働基準協会(岡山市北区桑田町15番28号)
- 3 配付図書等 「職場の人事労務と安全衛生の基本」等
- 4 定員 50名
- 5 プログラム

時 間	内 容	講 師 等
13:30~13:35	開会あいさつ	岡山県支部事務局長
13:35~15:05	改正労働基準法及びその対応などについて	社会保険労務士 就労環境整備指導員 間 野 啓 二
15:05~15:15	社会福祉施設の腰痛・転倒防止ビデオ	
15:15~15:25	休憩	
15:25~16:25	正社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止について 働き方改革に活用できる助成金について	岡山労働局 雇用環境・均等室 担 当 官
16:25~16:30	質疑	

申込方法など詳しくは、岡山労働基準弘報8月号または岡山県労働基準協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

一般社団法人岡山県労働基準協会

TEL : 086-225-3571 FAX : 086-225-3566

岡山県労働基準協会

検索

<http://www.olsa.or.jp/>

**岡山県
最低賃金
(時間額)が**

833円

に改定されます。

発効日 令和元年10月2日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

<消費税率引き上げに伴うお知らせ>

2019年10月1日以降の受講料・テキスト代について

2019年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、消費税率10%を適用させて頂きます。
つきましては、2019年10月1日以降の講習等から下表の受講料・テキスト代を申し受けますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

講習の区分		受講区分	受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	講習の区分	受講区分	受講料 (税込)	テキスト代 (税込)					
技能講習等	フォークリフト運転	A	25,300円	1,650円	技能講習等	酸素欠乏危険作業主任者	A	9,900円	2,200円				
		B	24,200円				B	8,800円					
		C	7,700円			酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	A	13,200円	2,200円				
	玉掛け	A	20,900円	B			12,100円						
		B	18,700円	特例 A			7,700円						
		C	19,800円	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		A	9,900円	1,980円					
	ガス溶接	A	9,900円			880円							
	床上操作式クレーン運転	A	25,300円			有機溶剤作業主任者	A		9,900円	1,980円			
		B	24,200円	A			9,900円	1,760円					
		C	24,200円	A			9,900円		1,980円				
	小型移動式クレーン運転	A	25,300円	石綿作業主任者		A	9,900円			1,980円			
		B	24,200円			木材加工用機械作業主任者	A	9,900円			2,200円		
		C	24,200円				B	5,500円					
		D	24,200円				C	7,700円					
		E	17,600円			プレス機械作業主任者	A	11,000円	1,540円				
ショベルローダー等運転	A	37,400円	B	5,500円									
	B	36,300円	乾燥設備作業主任者	A	11,000円	1,540円							
	C	16,500円		A	6,600円		1,430円						
	D	16,500円		B	4,400円								
高所作業車運転	A	25,300円	衛生推進者養成	A	4,400円	1,100円							
	B	19,800円											
	C	22,000円											
講習の区分		受講料 (税込)		テキスト代 (税込)	講習の区分		受講料 (税込)		テキスト代 (税込)				
		会 員	非 会 員				会 員	非 会 員					
特別教育等	高所作業車運転	8,800円	13,200円	1,365円	職長・安全衛生責任者	職長・安全衛生責任者	15,400円	23,100円					
	自由研削といし	5,500円	8,250円	1,320円		職長	13,200円	19,800円					
		学科	4,400円				6,600円	安全管理者選任時	① 11,000円	⑤ 16,500円	1,540円		
		実技	2,200円				3,300円		② 7,700円	⑥ 11,550円			
	機械研削といし	8,800円	13,200円	能力向上教育等			③ 7,700円		⑦ 11,500円				
		学科	6,600円			9,900円	④ 5,500円		⑧ 8,250円				
		実技	3,300円			4,950円	安全衛生推進者能力向上	6,600円	9,900円	1,980円			
	プレス金型等	8,800円	13,200円			特定化学物質作業主任者能力向上		6,600円	9,900円		2,200円		
		学科	5,500円	8,250円				有機溶剤作業主任者能力向上	6,600円			9,900円	2,200円
		実技	3,300円	4,950円					第一種衛生管理者能力向上			8,800円	
	アーク溶接	16,500円	24,750円	フォークリフト運転業務従事者			5,500円			8,250円		1,676円	
		学科	6,600円		9,900円	熱中症予防	4,400円			6,600円	1,430円		
		実技	11,000円		16,500円		振動工具取扱作業者	4,400円		6,600円			1,210円
	伐木等	6,600円	9,900円		VDT作業従事者			4,400円	6,600円	880円			
		高圧・特別高圧電気取扱	6,600円	9,900円				天井クレーン定期自主検査者	6,600円			9,900円	
			低圧電気取扱	11,000円		16,500円			職長能力向上		5,500円	8,250円	
	学科			5,500円		8,250円	リスクアセスメント担当者				7,700円	11,550円	1,540円
	実技	6,600円		9,900円	刈払機取扱作業者	5,500円				8,250円	2,750円		
	巻上げ機運転	8,800円	13,200円	通達教育等		危険予知訓練		6,600円		13,200円			
		学科	5,500円					8,250円	交通危険予知訓練	6,600円			
		実技	4,400円				6,600円	ガス溶接作業主任者免許試験受験準備		8,800円			17,600円
	クレーン運転	11,000円	16,500円		その他の講習等		衛生管理者免許試験受験準備			11,000円	22,000円		◆下記参照
		産業用ロボット教示等	8,800円	13,200円		一種				8,800円	17,600円		
			学科	5,500円					8,250円	二種	5,500円	11,000円	
	実技		4,400円	6,600円				特例					
	産業用ロボット検査等	11,000円	16,500円	◆10月1日以降に販売するテキスト・問題集の価格は次のとおりです。(送付の場合、送料一律770円)	《一種》○テキスト4,400円 ○問題集2,420円(※1)/2,200円(※2)		《二種》○テキスト2,860円 ○問題集1,760円(※1)/1,760円(※2)		※1 中災防発行 ※2 労働調査会発行				
		学科	8,800円			13,200円					1,980円		
		実技	4,400円			6,600円							
	墜落制止用器具	7,700円	11,550円			990円							
第2種酸素欠乏危険作業	5,500円	8,250円	1,320円										
廃棄物の焼却施設	5,500円	8,250円	990円										
石綿使用建築物等解体等	5,500円	8,250円	836円										
粉じん作業	4,400円	6,600円	880円										
足場組立て等	6,600円	9,900円	815円										
雇入れ時	4,400円	6,600円											

優良事業場見学会を開催しました

新見支部

新見支部では、7月3日に安全衛生委員会と備北地区プレス災害防止協議会合同で、優良事業場見学会を開催しました。今回は大塚化学（株）徳島工場様の「安全道場」での体感研修訓練を体験しました。



大塚化学「安全道場」にて

大塚化学「安全道場」は、安全意識を向上させる研修訓練を目的に開設されており、過去の災害の疑似体験をすることで、危険に対する感受性を高め、一歩先を予見する「考動力」を養っておられます。今回、座学では言葉の伝え方の難しさを学び、体感訓練では現場にて実際に起こった事故に基づいて作成された機器により疑似体験を行ないました。

大塚化学（株）様が行っているこの研修訓練を社員全員が数年おきに繰り返し実施されていることを聞き、安全への取り組みに終わりはないうことを学びました。

中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

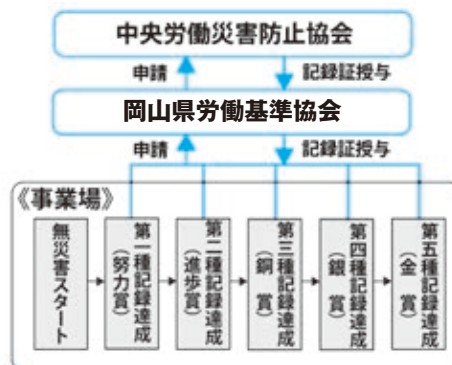
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・ 中央労働災害防止協会ホームページ [無災害記録証](#)
- ・ 岡山県労働基準協会 Tel 086-225-3571

検索

第32回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事 業 者 殿

一般社団法人岡山県労働基準協会
安全衛生委員会

<http://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。
当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 令和元年10月16日（水）
13:30～16:00（受付13:00～）
2. 会 場 さん太ホール（岡山市北区柳町2-1-1）
3. 参加費 1名 2,200円（資料代、消費税込）
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等
5. 定 員 300名



時 間	テ ー マ	講 師 等
13:30～13:35	開会あいさつ	安全衛生委員会 委員
13:35～13:55	事例発表1 「我が社の安全衛生の取り組み」	ヤンマーエネルギーシステム製造 株式会社
13:55～14:15	事例発表2 「我が社の安全衛生の取り組み」	星光PMC株式会社水島工場
14:15～14:25	休 憩	
14:25～15:55	特別講演 「今一度見直そう、ゼロ災運動」	中央労働災害防止協会 ゼロ災推進センター
15:55～16:00	閉会あいさつ	安全衛生委員会 委員

6. 申込方法 ①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索

当協会ホームページからお申し込みください。

②窓口・FAX申込

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7. その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,000円+振込手数料及びそれに係る消費税を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8. 窓口申込先

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支 部 名	所 在 地	TEL 番号	FAX 番号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安 全 衛 生 会 館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

(様式)

* 4010

第32回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

※受付	氏 名 (フリガナ)	※受付	氏 名 (フリガナ)
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()	支 払 方 法	参加費 ____ 名分 ____ 円 を ____ 月 ____ 日に
所 在 地	〒 ____ 都道 ____ 市 ____ 府県 ____ 郡 ____ 区		①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会
ご担当者 職 氏 名			②窓口へ持参 ※講習当日はご遠慮ください※
ご連絡先	TEL () - FAX () - メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。



一般社団法人 岡山県労働基準協会
労働衛生センター 所長

藤田 充啓



読書の秋にも大切 ～眼の話～

皆様こんにちは。秋の気配を感じる季節になりましたね。秋と言えば読書の秋、読書と言えば重要な『眼』と言うことになりますね。それにもうすぐ10月、ご存じのとおり10月10日は目の愛護デーです。これはよく知られた記念日だと思います。では10月1日はいかがでしょうか、この日も目に関する記念日、眼鏡の日だそうです。これら目に関する記念日を前にして今回は『眼』について考えてみましょう。

最近の話題を二つご紹介します。一つ目の話題は慶應義塾大学眼科学教室の研究グループから発表された調査結果です。東京都内の小学生689人と中学生727人、計1,416人の検査を行った結果、小学生の近視有病率は76.5%、特に小学1年生時点で既に60%を超えていたとの事。また強度近視(表1)の有病率は4.0%であったというものです。一方中学生の近視有病率は94.9%で、3学年全てにおいて90%を超えていたようです。強度近視有病率は11.3%でした。ちなみにおよそ30年前の調査では12歳児における近視有病率は43.5%であったというデータが残っています。この30年で近視の子供たちが一気に2倍近くになったという事になります。増加の要因はいくつかあると思いますが、社会全体が以前ほど近視に対して危機感が少なくなっている気がします。

職場の定期健診でも視力の異常を認める受診者の方がたくさんいらっしゃいます。本来眼鏡やコンタクトによる矯正が必要と思われる方でも放置している方が結構いらっしゃいます。しかし近視、特に強度近視になると眼の機能が失われる『失明』のリスクも高くなります。少し古いデータですが、2005年の国内の失明の原因に関する調査結果を表2に記載しました。病的近視が失明原因の第4位、6.5%見られます。病的近視とは近視に伴って網膜などの眼の構造に異常が起こる状態で、眼鏡やコンタクトによる矯正が不可能となる状態です。また近視は緑内障のリスクとして知られています。表2にありましたが緑内障は失明原因の1位です。近視を軽く考えず一度は眼科でチェックを受けることが重要です。

二つ目は職場の安全衛生で眼に関連した話題です。今年7月に『情報機器作業における労働衛生管理の

ためのガイドライン(資料は*参照)』が発出されました。これまでは平成14年に発出された『VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて(いわゆるVDTガイドライン)』がありましたが17年ぶりに新しく改訂されました。まず変わったのは『VDT』という用語が『情報機器』に変更された点です。VDTは液晶等の画面表示機器と、キーボードやマウス、タッチ画面等の入力機器による情報端末を指しますが、最近ではスマートフォン、タブレットなど多彩な情報端末が使用されているためこの用語に変更になったようです。このガイドラインはパソコン作業が多い職場では必ず一度確認しておいてください。特に作業環境管理、作業管理の項目では具体的な注意点が記載されています。不適切な作業や作業環境では眼疲労や眼精疲労のほか思わぬ健康障害(表3参照)につながるリスクがあります。適切な管理により健康障害を防止しましょう。

人間は外界からの情報を五感と言われる感覚器から入手します。その中でも視覚からの情報は全体の9割近くを占めるとも言われています。我々にとって最も重要と言ってよい感覚器『眼』、10月の眼鏡の日、目の愛護デーをきっかけに大切な『眼』について考えてみてはいかがでしょうか。

表1 近視の程度

近視の程度	屈折度数(D: ジオプトリー)
軽 度	-3D未満
中 等 度	-3D以上、-6D未満
強 度	-6D以上

ジオプトリー: 屈折度の単位で近視はマイナスであらわされる

表2 視覚障害1級(失明)の原因疾患

	疾 患	割合 (%)
1 位	緑内障	25.5
2 位	糖尿病性網膜症	21.0
3 位	網膜色素変性	8.8
4 位	病的近視	6.5
5 位	黄斑変性	4.2

(平成17年度厚生省 網膜脈絡視神経萎縮症調査研究班報告書)より引用

表3 情報機器作業に関連する健康障害

- ・眼の機能に関連するもの: 眼疲労、眼精疲労、ドライアイ、調節機能低下 など
- ・筋骨格系に関連するもの: 頸部～肩のこり、腰痛、背部痛、ばね指などの腱鞘炎、頸肩腕症候群 など
- ・精神・心理的なもの: 疲労感、いらいら感 など

*情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190718K0020.pdf>



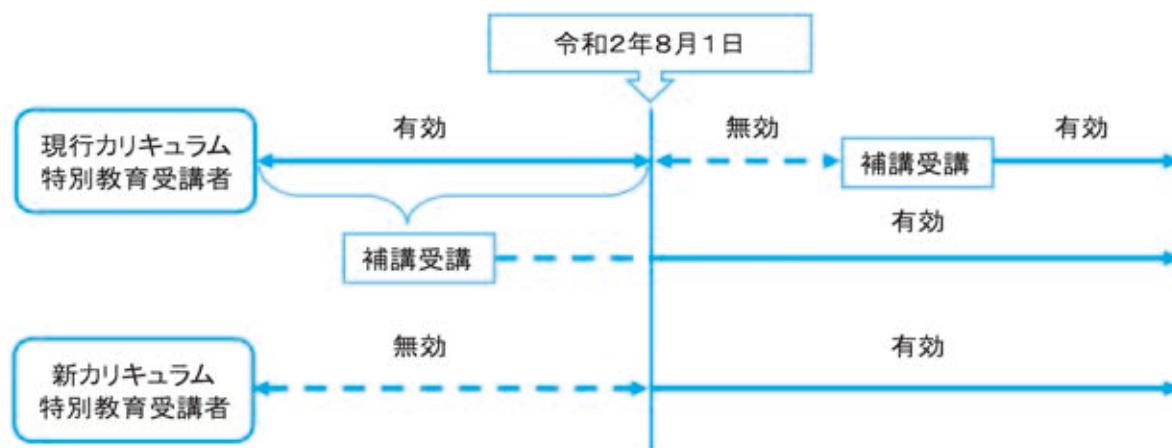
伐木等の業務(大径木)特別教育修了者を対象とした補講

講習会について

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日付基発0214第9号（以下「施行通達」という））により定められた補講については、令和2年8月1日の施行日までに受講されないと、施行日以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就けないため、伐木の業務（安全衛生規則第36条第8号）の修了者の方（これまで林災防岡山県支部または岡山県労働基準協会で講習を受講され修了された方限定）は受講してください。

補講について

- (1) 補講とは 労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行または適用されます。そのため、現行の伐木等作業の特別教育は、令和2年7月末日まで有効ですが、8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育が有効となります。今回、経過措置として、施行通達の記の第2の1の(3)のイ、ウ、エに記載の講習のいずれかを受けることにより、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができることから、令和2年8月1日または補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木作業に就くことができます。このため、岡山県労働基準協会で、現行の伐木等作業の特別教育修了者（林災防岡山県支部または岡山県労働基準協会での受講修了者限定）を、新しく適用されるカリキュラムによる特別教育の修了者と認めるための講習会を開催します。



注：令和2年8月1日施行後の補講講習については令和3年2月末日（6ヵ月間）まで、岡山県労働基準協会で開催いたします。なお、その期間後については修了者であっても新カリキュラムでのご受講となります。

2) 施行直後に定められた補講の種類

講習名	根拠条文
補講イ伐木等業務（補講イ2.5h講習）	平成31.2.14基発0214第9号補イ
補講ウ伐木等業務（補講ウ10.5h講習）	平成31.2.14基発0214第9号補ウ
補講エ伐木等業務（補講エ5.0h講習）	平成31.2.14基発0214第9号補エ

- ・補講イ講習は、学科2時間、実技30分の講習で、現行の伐木等作業（則第36条第8号）の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）の修了者を対象とする講習です。
- ・補講ウ講習は、学科6時間、実技4時間30分の講習で、現行の伐木等作業（則第36条第8号）の特別教育（チェーンソーに関する講習を含まない）の修了者を対象とする講習です。
- ・補講エ講習は、学科3時間、実技2時間の講習で、現行の伐木等作業（則第36条第8号の2）の特別教育の修了者を対象とする講習です。

注：岡山県労働基準協会では、補講イの講習を先行実施します。補講エの開催時期等については補講イの講習計画終了後にご案内します。なお、補講ウの講習は実施しません。（対象者なしのため）

日時・会場等

会場：岡山県安全衛生会館（岡山市南区山田2315-4）

開催日	時 間	時 間
令和元年 10月19日（土）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）
10月20日（日）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）
10月27日（日）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）

会場：津山圏域雇用労働センター2階（津山市山下92-1）

開催日	時 間	時 間
令和元年 11月11日（月）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）
11月12日（火）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）
11月13日（水）	9:00～12:00（定員80人）	13:30～16:30（定員80人）

会場：高梁総合文化会館（高梁市原田北町1212）

開催日	時 間	時 間
令和元年 12月 4日（水）	9:30～12:30（定員60人）	13:30～16:30（定員60人）
12月 5日（木）	9:30～12:30（定員60人）	13:30～16:30（定員60人）

会場：岡山県労働基準協会新見支部（新見市新見811-1）

開催日	時 間	時 間
令和元年 12月10日（火）	9:00～12:00（定員40人）	13:30～16:30（定員40人）
12月11日（水）	9:00～12:00（定員40人）	13:30～16:30（定員40人）

※各会場において受講定員に達し次第、追加講習の日程を設定し、岡山県労働基準協会ホームページ及び弘報にて随時ご案内します。

受講資格

林災防岡山県支部または岡山県労働基準協会で伐木等業務（大径木）の特別教育を受講し修了された方
上記以外での受講及び受講履歴が不明な方は、下記までお問い合わせください。

岡山県労働基準協会 講習担当 TEL 086-221-2160

受講料金

- 会 員（林災防岡山県支部または岡山県労働基準協会）
受講料3,300円（税込） テキスト1,100円（税込） 計 4,400円（税込）
- その他
受講料4,950円（税込） テキスト1,100円（税込） 計 6,050円（税込）

申込方法

窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、
各支部へお申し込みください。

<振込先>中国銀行富田町支店 普通 1613381
一般社団法人岡山県労働基準協会

※受講申込書については、岡山県労働基準協会ホームページからダウンロードいただくか、各支部へお問い合わせください。

その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,000円＋振込手数料
及びそれに係る消費税を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合
は受講料の返金はいたしません。

申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所 在 地	TEL 番号	FAX 番号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317

第70回全国労働衛生週間

期間:令和元年10月1日から7日まで

【準備期間:令和元年9月1日から30日まで】

スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。

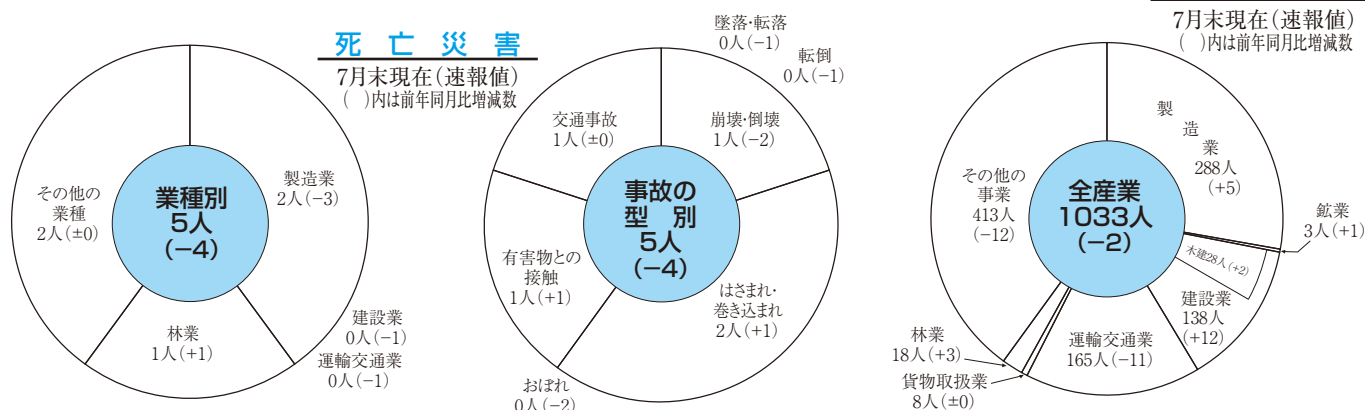
この機会に皆様の職場においても次の重点項目について取組状況の点検を行い、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ② 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ③ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ④ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ⑤ 受動喫煙対策に関する事項
- ⑥ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ⑦ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ⑧ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- ⑨ 事務所や作業場における清潔保持

**ポスターや図書、各種用品を販売しています。
お申込みは当協会各支部までお早めに!!**



2019年労働災害発生状況

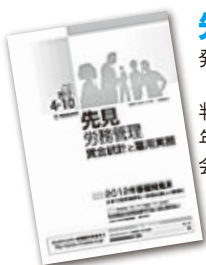
死 傷 災 害
(休業4日以上の死傷災害)7月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数

労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌！
ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。

労働安全衛生広報

発行 月2回(1日・15日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



先見労務管理

発行 月2回(10日・25日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



労働基準広報

発行 月3回(1日・11日・21日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/56頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円

★お申し込みは、
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!労働調査会 関西支社 <http://www.chosakai.co.jp/>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011もっと、ずっと、地球と共に。
協同組合ウイングバレイ

理事長 晝田 真三

総社市久代1408番地の6

TEL.(0866)96-1888

FAX.(0866)96-2040

津山ガス株式会社

取締役社長 荻田 善嗣

岡山県津山市林田町92

☎(0868)22-7211

三井E&S玉野協力会
会長 前田 和彦
玉原鉄工業協同組合
理事長 大熊 力三

NAKASHIMA
We Go Beyond

ナカシマプロペラ 株式会社

本社/〒709-0625

岡山市東区上道北方 688-1

TEL (086) 279-5111

FAX (086) 279-3107



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本 修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出 670-1

TEL(0865) 65-0311(代)

FAX(0865) 65-0460

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士

弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健輔
弁護士 馬場 幸司
弁護士 谷口 怜愛
弁護士 山本 愛子
弁護士 山下 綾子
弁護士 川端 美智子
弁護士 石田 麻衣
弁護士 青木 衣夢
弁護士 鹿田 皓義
弁護士 岡田 辰男
客員弁護士 岡田 弘

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号

第一セントラルビル2階

TEL (086) 224-8338(代)

FAX (086) 224-7555

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5

Tel. (086) 231-1227



菱自梱包株式会社

代表取締役社長 亀岡 義男

〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号

TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531

三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 横田 盛男

〒706-8651

岡山県玉野市玉3丁目1番1号

TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。

[illegible]